

利用契約書

介護老人保健施設グリーンポート恵比寿（以下「当施設」といいます）は、当施設に入所される方（以下「利用者」といいます）に対して行う介護老人保健施設サービスについて、次のとおり契約いたします。

（契約の目的）

第1条 介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる様にするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目的とします。

当施設は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者に対しサービスを提供します。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

2、契約満了日の14日以上前までに、利用者から当施設に対して（当施設から利用者に対して）、文書又は口頭により契約終了の申し出がない場合、利用者に対し契約更新の意思を確認し、本契約と同一内容で更新の意思が確認された場合、かつ利用者が要介護認定の更新で要介護者と認定された場合、契約は更新されるものとします。

3、利用者の連帯保証人（身元引受人）に変更があった場合は、新たな連帯保証人の同意を得ることとします。

（施設サービス計画）

第3条 当施設は、次の各号に定める事項を計画担当介護支援専門員に行かせます。

① 利用者に対して解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護施設サービスの目標及びその達成時期、その内容と提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。

（短期入所、介護予防短期入所は、ご契約の居宅介護支援事業所ケアマネージャーまで）

② 3ヶ月ごとに施設サービス計画の見直し、また必要に応じて施設サービス計画を変更します。

③ 施設サービス計画の変更に際してはその内容を利用者、利用者の家族又は利用者の後見人に説明し、同意を得ることとします。

（介護老人保健施設サービスの内容）

第4条 当施設は、施設サービス計画に沿って利用者に対し居室、食事、介護サービスその他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態などに応じて適切なサービスを提供します。

2、利用者が利用できるサービスの種類は「（重要事項説明書）施設入所ご利用案内」のとおりです。

当施設は（重要事項説明書）に定めた内容について、利用者又はその家族に説明します。

(入1-2)

3、当施設は、サービス提供にあたり、利用者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急又はやむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトや Y 字型抑制帯を付ける、介護衣（つなぎ）を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を 4 本つける、居室の外から鍵をかける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

(やむを得ず拘束の必要が生じた時は、ご家族に相談し許可を得て記録に残します)。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第5条 当施設は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。

2、当施設は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代って行います。

(サービスの提供の記録)

第6条 当施設は、介護老人保健施設サービスの提供に関する記録を作成することとしこれをこの契約終了 2 年間保管します。

2、利用者及び利用者の家族又は利用者の後見人は、事業者に対し前項の記録の閲覧、複写を求めることができます。

(料 金)

第7条 利用者はサービスの対価として別紙「(入2-1) 利用料金のご案内」に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

2、当施設は、当月の料金の合計額の請求書に明細をつけて、翌月 10 日迄に郵送で通知します。

3、利用者は、当月の合計金額を翌月中に施設事務所窓口又は指定された銀行口座に振込みます。

4、当施設は、利用者から料金の支払いを受けた時は、領収証を発行します。

(契約の終了)

第8条 利用者は、当施設に対して(14 日間の予告期間において)通知することによりこの契約を解約することができます。

2、次の事由に該当した場合、当施設は、利用者に対してこの契約を即時解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが遅延し、料金支払いを催告したにもかかわらず 30 日以内に支払われない場合。
- ② 利用者が病院等入院する必要が生じ、その医療機関で利用者を受け入れる態勢が整ったとき。
- ③ 利用者が他の介護保健施設への入所が決まり、その施設において利用者を受け入れる態勢が整ったとき。
- ④ 利用者又は家族が事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難い程の背信行為を行った場合。
- ⑤ 利用者が入所後介護老人保健施設での介護が不可であると判明したとき(重度の精神症状等)
- ⑥ やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合。

- ⑦ 利用者が要介護認定の更新で自立又は要支援と認定された場合。(短期と通所は自立と認められた場合)
- ⑧ 利用者が死亡した場合。

(退所時の援助)

第9条 当施設は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望で利用者が退所後に置かれることとなる環境等を観察し、利用者の受け入れ先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関、医療機関若しくは福祉サービス機関等と連携し、利用者の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。

(秘密保持)

第10条 当施設及び職員は、サービス提供をする上で知りえた利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2、当施設は利用者から同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

(賠償責任)

第11条 当施設は、サービスの提供にともなって、当施設の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

2、利用者は、施設の設定、備品等を故意に破損した場合、実費を持って弁償することとなります。

(連絡義務)

第12条 当施設は、利用者の健康状態が急変した場合、利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡すると共に、協力病院に連絡を取る等、施設マニュアルに従い、必要な処置を行います。

(相談・苦情対応)

第13条 当施設は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し施設の設定又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について、利用者にも文書で報告します。

2、当施設は利用者、利用者の家族又は後見人から前項の疑問、問合せ及び苦情申立てがなされたことをもって、利用者に対し、いかなる不利益、差別的取扱いもいたしません。

(利用中に関する事項)

第14条 他施設又は医療機関から入所するとき、持参した薬剤は同種同効品にかわる事があります。又、体調、症状により薬剤が変更されることがあります。

2、施設利用中は、施設の看護・介護方針に従います。

(連帯保証人)

第15条 利用者は、次の各号の要件を満たす連帯保証人(身元引受人)を立てることとします。但し、利用者が連帯保証人を立てることが出来ない相当の理由がある場合を除きます。

①、行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。)であること。

- ②、弁済をする資力を有すること。
- 2、連帯保証人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を極度額、100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3、連帯保証人は前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよう協力をすること。
- ②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体引き取りをすること。但し、遺体の引取りについて、連帯保証人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4、連帯保証人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び連帯保証人に対し、相当期間内にその連帯保証人に代わる新たな連帯保証人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5、連帯保証人の請求があったときは、当施設は連帯保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び施設は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。

2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法例令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。